

事務局 津田尚美

編集 岸本桂子

## 11月例会ミニ講座

弁護士 中村照美氏の話を聞

門 更

逐次刊行物

昭 57.7.15 和

国立婦人教育会館  
情報図書室

中村氏の話には2つのポイントがあった。一つは母性保護法を絶対に徹底してはならないということ。もう一つは妻の地位、特に財産分与に関する妻の配分を向上させるということである。

前者に関しては昨今、生理休暇や女子の深夜業禁止を内容とする労働基準法の条項を改正しようとする動きが蠢動し始めている。これは、雇用における男女の機会均等に主張するフェミニズム運動に対して企業(会社)側が、労基法を盾にとって女子の採用をひかえている状況の中で、女子の雇用拡大に対する取引き条件として企業(会社)側から提示され、それに一部のフェミニズムも同意しているものである。しかしながら、このことは母性としての女性の肉体を減らすことにつながると中村氏は、

主張される。現在、一応労基法で、生理休暇や女子の深夜業禁止が母性の健康を守るために設けられているが、それは現状は、公務員や大企業以外の大多数の中小企業は産後後の休暇さえ認めていないのである。そんな日本の女性労働者の地位の低さを認識しないうまま、男女の機会均等という甘い汁に誘われて労基法から母性保護の条項を削除するというのは非常に重要な問題である。

男女の平等を唱える場合、いきおい全てに関して平等つまり同じという主張をしやすい。特に男性労働者のモーロ社社員に比肩していくためには俗にいうと「女を捨てる」覚悟をなくてはいけないことも確かだ。それが果たして母性としての肉体にどれほどの影響を与えるのか。母性という肉体は個人差が大きく、また生理などの性に関する話はタブー視されてきたため、女性でありながらその実態はわからないままにされてきた。科学的なデータがほしい。母性保護法が医学的にも科学的にも根拠のあるものならば、人類の発展のためには、ぜひ必要なものだから。そういう意味でも女医さんへの協力を仰ぎたいと思う。女を捨てないで男と同じ労働ができないという事になれば、人類には産む性がなくなってしまう。大丸義一先生も、

しゃられたように、女性が完全に保障されてこそ、男性と女性  
は同じスタートラインに並ぶことができるのである。

後者に關しては、つい最近民法の改正で妻は夫の遺産の1/2  
を相続できることになった。それ以前は1/3である。中村氏は  
妻の遺産配当ができるだけ多いように生前贈与をすすめてられ  
た。一見このことは、妻の地位向上を示し、我々フェミニスト  
にとっては悦ばしい現象ととられやすい。しかし、よく考えて  
みると、ほんとにそうだろうかという疑問がわく。

日本の場合、夫婦の財産は夫に所有権がある。たとえどんな  
に妻の取り分が1/3から1/2、さらに1/2と多くなろうと、結局  
それは夫が死んでから分け与えられるのである。「つまり「施し」  
となんのかわりがある。現在の民法における妻の立場は専業  
主婦を、前提とし、家事・育児一般に対する報酬として遺  
産分与が認められているのではない。だから、妻の相続分が  
増えるということは、専業主婦志向が多くなるのではなからう  
かという危懐を持たざるを得ない。

確かに専業主婦の割合がまだ多い日本では、そういう妻の立  
場の保護が必要かもしれない。しかし将来、女性の自立という  
ことを考えた場合、夫も働き妻も働け、……

さて、男の子の育て方で母親の値うちが決まるとか……。

幸か不幸か、授かった子供は男の子が二人。我が家の息子達  
は、「男の子だから」という制約なしで何でもやらせよう。

「男の子だから家事をやらせない」のは、かわいそう。それ  
こそ彼らにとっては、差別です。自分の身の回りのことも  
出来ず、「お嫁さんをしらべてマレマレ」というような半人前  
の男に育っては、息子達にうらまれる。生活的自立をしっか  
り仕込んでおいてやろう。そしてうまくいけば、そのうち台  
所も明け渡し、息子達に「コシヨはどこ？」と聞いて、ニタ  
としてやるゾ!

母親のたくらみ(?)も知らずに、隣りで子供達は天使の微笑  
を浮かべて眠っています。安心しておやすみなさい。ママが  
あなた達を立派に一人前にしてあげますから。

### 県対策室 長野さんをたづねて

◎ほかほかと暖い土曜の午後、初めてお会いする長野さんに  
心弾ませながらお宅を訪問した。庭の手入れがいき届いた玄  
關を入ると、お香の匂いが漂い、緊張した気持ちにはほっと一  
息。着物の姿の長野さんにお目にかかり今日の訪問の目的が

ならば、一家庭の財産は半々と考えて当然ということにな  
る。それは決して家事・育児に対する報酬ではない。家事  
育児も夫婦共同で行なうという前提があって、収入も共同  
で、そして財産も共有という立場を確立していく方向をめ  
ざすことが大事である。

そうであれば、夫が死んだ後の家庭の財産は全部妻の所  
有権に帰すると考えられないだろうか。

「近況報告」 「また、男でした」

### 花房知子

次男を出産して、二ヶ月余り、この間育児戦争のみな  
らず、マタニティーブルーと闘いながらの毎日です。この  
上、婦人問題でも持ち込まれようものなら、たちまち私の  
頭はパニック状態。この際、やっかいなことは全て放り出  
し、何も考えないで、ただ、優雅に赤ん坊を抱いていよ  
うと、居直りの心境もつかの間、手にする新聞にはあんな  
変わらぬ女に対する古くいお考えの記事が堂々と載って  
いたりして、にっこりこりこり……

なんであんなにか一瞬忘れかけた。本題の時間を気にしな  
がら、お茶の先生をしていら、しゃる長野さんのお手前で抹茶  
のおかわりをし、かわいい干菓子と菓子子の甘味を口の中  
にのこし、やっと本題に色々お伺いしたなかで、県で初めて  
女性に役職が委令されたことは、女性の立場として、今後の  
女性のためにもうれしかったと語られたのが、とても印象的  
でした。昨夜十一時から作ったと言われたお手製のババロア  
がヒンヤリと口の中にひろがり、あたたかいくもてなしに抱擁  
その他色々御馳走になり、そろそろおいとまをと玄関を出た  
とき、門の側に咲いていたホトトギスの花がとても可憐でし  
た。

### (道上)

◎第一印象は「構えない人」ということだった。「構えない  
人」というのは、一般に仕事が出来るといふ偏見を私は持っ  
ているので、憧れのまなざしでみていた。男を油断させなが  
ら「驚き」に変えていく仕事をどんどんやっていってほし  
いと思う。

### (荻田)

◎役所という一つの構構の中で、何か出来るかを冷静に着  
実にみきりめ、自分の持っている権限、予算の中でいかに

出していくかを知っておられる方。現実に行っていることは小さくとも、目指しているものは大きいのだという、ある意味の強さとゆとりが感じられた。(葛西)

◎最近とみに、女性の地位が向上したというものの、私の職場を見廻してみても、役職につける女性は、未婚とか子持でない女性に限られている感じがする。(仕事に専念できるというところが最大理由)

夫や子持の女性でも職場で一生懸命頑張っているし、仕事の上で、より役立つ事もあるんじゃないかしら。(後藤)

◎「古川町の津田」では会いたい人でも会ってくれないけど「BWの津田」としてならおしゃべりしたいと言いやすい。世界二十七ヶ国を働きながらみて廻っている赤松さんの話も面白かったし、女の視点で種々の事件をどうとらえているのか中村照美さんにも会いに行けた。朝日新聞の室田さん。記者としていづれ、又如死かへの方。それまでの長崎妻に私達がなるって話になりました。県の長野さん。腹心の友として未永くおつきあいしたい人。(津田)

### 事務局だより

★女性性は天の半分を支える——と銘打って好文堂二階に「婦人問題を考える」コーナーを設置。約百五十冊。BWの会で、希望があれば取り揃え、会員の間で廻し読みをしましょう。

★長崎市教育功労者として表彰された田吉会長へ、会より、お祝いに「スカーフ」をプレゼント。

★十二月十四日、BWの会七十年会を銀嶺にて無事完了。

★来年度のミニ講座は、会員より持ちの司会、進行で読書会などはいかがか？ (葛西さん提言)

★退会される方は、必らず事務局まで連絡を。

★会費未納の方、一月例会にもうお席のこと。

★その他予定

○市長交遊

○「女のノート」二冊目

○会の規約作り

年の瀬も押し迫りました。皆さんくちくちも健康に百寿

